



別紙2

野議第 146 号
平成28年6月16日

野洲市長 山 仲 善 彰 様

野洲市議会議長 市 木 一 郎



平成28年第2回市議会定例会一般質問における反問に対する見解等について
(報告)

平成28年6月6日付け、野地第21号で依頼がありました標記について、稲垣誠亮議員から本職に回答がありましたので、別紙のとおり報告します。



平成 28 年 6 月 15 日

野洲市議会

議長 市木 一郎 様

野洲市議会議員 稲垣 誠亮



平成 28 年第 2 回市議会定例会一般質問における反問に対する見解等について(回答)

標記の件について、平成 28 年 6 月 9 日付け、野議第 128 号において、貴職から本職に対し文書による回答の依頼があったことについて、下記の通り回答いたします。

記

去る 6 月 2 日の当職の一般質問「新・野洲市立病院整備について」における第 19 点目「3 月定例会における、計画変更を求める修正動議の内容に対する見解」についての、反問について、文書による回答を求められている件ですが、当日、議場にて可能な限り答弁いたしましたが、過去の慣習を踏襲した議長判断はあったものの、そもそも野洲市の反問権運用指針においては、反問の内容については、質問の趣旨・内容・質問の背景・根拠を明確にするための確認とする。とあり、該当質問は、答弁要求者である野洲市長 山仲善彰氏（以下市長）に、既に答弁をいただいている状況であること、また、反問の内容は、当職の質問と因果関係があるのかが不明であり、当職の質問に対しての反問権行使ではなく、事前通告のない、市長から当職に対する一般質問であると、思慮されると考えます。よって、本文書によって回答することは、差し控えさせて頂きたいと思えます。

なお、当職は、今回の反問と主張されている内容に関わる 6 月発行の「議会報告第 3 号」に遡ること、3 月にも同様の「議会報告」を発行していますが、これらは、両記事とも、あくまでも、議員個人に保障されている政治活動（憲法 21 条）の一環として行っています。

しかしながら、3 月 16 日の市議会全員協議会において、市長個人の政治活動ではなく、自治体の公文書という形で、当職個人の「議会報告」に対して、見解を出され、出席者に対し、資料配布をされました。これは、政治活動への介入であり、国民すべてに認められた政治参加のための重要な権利に圧力を加えることに類すると認識します。さまざまの政治的立場（二元代表制含）から発せられる情報を、市民が吟味し、議論を通じて自己の見解を形成するのであって、それを妨げることは、適正ではなく、市民に向け、野洲市の根幹にかかわる課題について問いかける政治活動に対し、3 月 16 日のような対処が常態化すれば、言論統制になりかねません。今は、言論が保障された時代ではありますが、民主主義の完成度によっては、大変危険な行為になりかねません。

公選職に対する批判の言論は、手厚く保護されなければならない、言論・表現の自由を保障することの実質的意味であり、権力や権威に対する批判の言論の権利性を高く認めることに躊躇があってはならず、今回の反問で主張されている「野洲政風会広報」「議会報告第3号」に関することも、公共的な事項にかかるもので、公益目的であり、今後の市政運営において、より一層の配慮をいただきたく存じます。

最後に、従前議会でも発言していますが、今日までの市民生活を守るため、市長が、市政に取り組まれていることに対しては、貢献度も高く、感謝の念に堪えない思いでいます。今後のご発展を心よりお祈り申し上げます。

なお、今後この件を含め、当職に対してご意見いただくことがあれば、予め、日時を設定した上で、面談等をさせていただいても結構です。

以上